

実施方針等に係る質問に対する回答（令和4年4月5日修正版）

■要求水準書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	(7)	(a)		
77	要求水準書(案)	備蓄倉庫	18	II	2	(3)	②	オ			アルファ化米、レトルト食品については配送のみと考え、本施設を利用したの炊き出し等は行わない認識でよろしいでしょうか。	災害時の応急給食として中学校に提供する際や、特別献立として給食で使用する際には、温めるなどの 行程工程 が必要になると考えています。炊き出しは行いません。
83	要求水準書(案)	通信・情報設備	21	II	2	(4)	①	エ			電話設備、情報設備について配管配線のみを本工事と考え、情報機器及び電話機器本体及び据付調整は別途工事と考えて宜しいでしょうか。御指示願います。	配管配線工事が主な工事は、直接通話が可能な内線電話(又はインターホン設備)、研修室・調理実習室の様子をオンラインで配信できるOA機器を導入してください。 電話設備、情報設備等の配管配線の工事を行い、使用する什器備品類は別途、調達頂きます。なお、位置等の詳細は、市職員等の機の配置などを市と協議の上、決定してください。市専用部分の備品類については、「資料11 事務エリア什器・備品リスト」に示します。
119	要求水準書(案)	現存の配膳室什器備品の撤去	34	II	11	(2)					現存の配送校配膳室の什器備品の撤去及び、配膳室の改修工事について、想定スケジュールをご教示下さい	入札公告時に示します。 配送校配膳室の改修工事は、令和4年度以降順次実施し、令和6年の夏季休業期間をめぐり完了予定です。現存の配膳室の什器備品の撤去や、新たに設置する什器備品の納入は、令和6年12月から令和7年1月の冬季休業期間中に行っていたく予定です。
124	要求水準書(案)	関係法令等の遵守	39	IV	1	(5)					「建築保全業務共通仕様書」、「保全業務標準仕様書」を準拠とありますが、PFIの事業理念にあるVFMの考え方や幅広い事業者提案(機能維持提案や効率的な管理手法提案など)が行えるという観点から、点検項目や点検頻度は参考とし、事業者の判断にて適宜計画するというような内容に変更して頂けないでしょうか。 (例:パッケージ形空調機の保守点検では、「シーズンイン点検」「シーズンオン点検」「シーズンオフ点検」が設定されており、冷暖房を使用する本施設の場合、単純計算でも年6回の保守点検が必要となるため、過剰な対応になると思慮します。)	仕様書等は、重要な標準として参照します。 市は、法令が許す範囲で、事業者の自由な提案を妨げるものではありません。 ご意見を踏まえ、維持管理業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、事業者の判断で、仕様書等の最新版の点検項目を参考にしながら適切に行うこととします。 しかしながら、仕様書に規定される内容と異なる計画とする場合は、提案書に明記してください。明記されていない場合は、仕様書に規定される内容に変更を指示することがあります。この場合の修正変更にかかる費用は、サービス対価変更協議の対象としません。また、これらの仕様書で規定する内容と異なる提案を検討される場合は、できる限り今後の質疑の機会を活用して、検討する提案内容が市の許容できるものかを確認するようにしてください。上記の趣旨で関連する要求水準書の記述を修正します。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	(7)	(a)		
151	要求水準書(案)	配送時刻及び回収時刻等	58	V	3	(3)	②					<p>配送回収計画作成のために必要なため、各配送校の給食時間一覧をご教示ください。</p> <p>現行の給食開始時間はおおむね12時40分～12時50分です。また、全員給食開始後の給食時間は35分程度を想定しています。ただし、全員給食の開始に当たり、給食開始時間、給食時間ともに、若干の変更が生じる場合や、学校による差異がある場合があります。</p>